

東海学園大学図書館寄贈資料受入要領

平成30年2月7日 図書館長裁定
(平成30年2月28日 学内理事会了承)

(趣旨)

第1条 この要領は、東海学園大学図書館(以下「図書館」という。)に寄贈される各種資料(以下「資料」という。)のうち、図書館の蔵書として受入れるものについて必要な事項を定めるものとする。

(寄贈の手続き)

第2条 寄贈を希望する者は、事前に図書寄贈申込書を図書館長に提出するものとする。ただし、少数の図書を寄贈する者や、著者及び発行団体からの寄贈において、送り状等の文書により寄贈の意思を確認できる場合は、当該手続きを省略することができる。

(受入の単位)

第3条 資料の受入については、次の通りとする。

- (1) 一冊または少数の図書については、一冊ごとに受入の是非を判断する。
- (2) 個人または団体が収集した多数の資料は、次号に該当する場合を除き一括して受け入れることはせず、一冊ごとに受入の是非を判断する
- (3) 個人または団体が収集した多数の資料が、内容に希少性があり全体としてまとまっていることで資料的価値が高くなると思われる場合は、コレクションとして一括して受け入れることができる。

(受入の決定)

第4条 資料の受入決定については、次を原則とする。

- (1) 前条の(1)については、図書館で決定する。
- (2) 前条の(2)については、図書館で決定する。ただし、第6条の(3)(4)に定める条件を付すなど協議が必要な場合は、図書館・研究紀要委員会(以下「委員会」という。)の議を経て図書館長の承認を得る。
- (3) 前条の(3)については、図書館長は委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。
- (4) 前条の(2)(3)において、多数資料の受入によって整理経費が発生する場合は、図書館長は委員会の議を経て、学長の承認を得るものとする。

(受入の基準)

第5条 第5条 受入れる資料は次の条件を満たすものとする。

- (1) 本学の教員・研究者の著作及び本学機関の発行したもの
- (2) 本学の教育・研究・学修上有用と認められるもの
- (3) 資源の共有、相互利用の基本的考えに合致するもの
- (4) 著者や発行団体から寄贈されたもの
- (5) 図書館の収集方針に合致するもの

2 前項の項目にかかわらず、次に該当する場合は原則として受入れないものとする。

- (1) すでに図書館が所蔵している資料と重複し、利用頻度が低いもの
- (2) 図書館として認め難い寄贈条件が付されているもの
- (3) 刊行後相当の期間が経過しているため資料的価値が低いもの
- (4) バックナンバーを除く継続して寄贈されることが期待できない逐次刊行物
- (5) 特定の宗教、政治団体または営利団体等の広報・宣伝等を目的として出版されたもの
- (6) 汚損、破損した資料で、利用に耐えられないと思われるもの
- (7) 個人的に複製した資料
- (8) その他大学図書館にふさわしくないもの

(受入の条件)

第6条 受入に当たっては、次の条件を付けることがある。

- (1) 寄贈者によるタイトルリストの作成
- (2) 寄贈者による重複チェック
- (3) 寄贈者による送付、搬入に係わる費用の負担
- (4) 寄贈者による整理に係わる費用の負担

(資料の取扱い)

第7条 資料は原則として図書館既存の資料に混配し、運用方法は図書館が決定する。

2 第3条(3)に該当する場合に限り、コレクションとして別置することができる。

(雑則)

第8条 この要領に定めのない事項については、図書館長が定める。

(改廃)

第9条 この要領の改廃は、委員会の議を経て図書館長が行う。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。